

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第128号～議案第139号)

令和2年第4回(12月)川口市議会定例会

令和2年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第128号参考資料	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第129号参考資料	川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 1
議案第130号参考資料	川口市学童等災害共済条例及び川口市学童等災害共済基金条例を廃止する等の条例案新旧対照表…	1 4
議案第131号参考資料	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 5
議案第132号参考資料	川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 3
議案第133号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 4
議案第134号参考資料	川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 9
議案第135号参考資料	川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 0
議案第136号参考資料	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 1
議案第137号参考資料	川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表…	3 2
議案第138号参考資料	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 4
議案第139号参考資料	川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3 5

議案第128号参考資料

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u> _____を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、罷免又は死亡の日現在）において教育長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u> _____を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（第8条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、罷免、退職、失職又は死亡の日現在）において常勤の監査委員が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（第10条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の147.5</u> _____を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、罷免、免職又は死亡の日現在）において管理者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の150</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>

議案第129号参考資料

川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>

○ 川口市職員の給与に関する条例（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第16条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>

○ 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 （略）</u> <u>（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）</u> <u>2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第15条において準用する一般職給</u> <u>与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」と</u> <u>あるのは、「100分の130」とする。</u></p>	<p>附 則 （略）</p>

議案第130号参考資料

川口市学童等災害共済条例及び川口市学童等災害共済基金条例を廃止する等の条例案新旧対照表

○ 川口市特別会計条例（昭和39年条例第18号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、それぞれ特別会計を設置する。 (1)～(5)（略） <u>(6)・(7)</u>（略）</p>	<p>（設置） 第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、それぞれ特別会計を設置する。 (1)～(5)（略） <u>(6) 川口市学童等災害共済事業</u> <u>(7)・(8)</u>（略）</p>

議案第131号参考資料

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～6 （略） <u>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>7 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u></p> <p>8 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>9 <u>附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p>附 則 1～6 （略）</p>

10 前2項の規定を適用するときは、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～3 （略） <u>（保育所の職員配置に係る特例）</u> 4 （略） 5 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第35条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要となる保育士の数が1となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u> 6 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u> 7 <u>附則第5項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u> 8 <u>前2項の規定を適用するときは、第35条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなけれ</u></p>	<p>附 則 1～3 （略） <u>（保育所の職員配置に係る特例）</u> 4 （略）</p>

ばならない。

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（職員の数等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第7項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略） </td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5（略）</p> <p style="text-align: center;">（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6</p>	園児の区分	員数	（略）		備考		1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第7項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略）		<p>（職員の数等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号 _____ において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略） </td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5（略）</p>	園児の区分	員数	（略）		備考		1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号 _____ において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略）	
園児の区分	員数																
（略）																	
備考																	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第7項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略）																	
園児の区分	員数																
（略）																	
備考																	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号 _____ において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2～4（略）																	

条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

7 第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。）（以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

○ 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（認定こども園の職員資格に関する特例）</u> 2 <u>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1となる場合には、当分の間、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。</u> 3 <u>第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</u> 4 <u>第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格を有する者。次項及び附則第6項において同じ。）については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u> 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて</p>	<p>附 則 （略）</p>

必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第5条第3項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者	幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

議案第132号参考資料

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第6項</u>において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業者は、同項各号のいずれかに該当する者（放課後児童支援員とされる日から起算して2年以内に同項の研修を修了することを予定している者に限る。）を放課後児童支援員とすることができる。</u></p> <p><u>5・6</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第5項</u>において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>4・5</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u>（略）</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u></p>

議案第133号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,</p>	<p>（税額の減額）</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者

1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条に規定

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条に規定

する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。）及び」とする。

（税額の減免）

第26条 市長は、次の各号に該当する者のうち、必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。

(1) ～(3) (略)

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）が3人以上属する世帯の納税義務者

(5) 前各号に掲げる者のほか特別の事由がある者

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び」とあるのは「法 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法（昭

する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額_____」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

（税額の減免）

第26条 市長は、次の各号に該当する者のうち、必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。

(1) ～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる者のほか特別の事由がある者

2・3 (略)

附 則

1・2 (略)

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号） 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法（昭

和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

7 ~ 2 0 (略)

7 ~ 2 0 (略)

議案第134号参考資料

川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第53号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（延滞金） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（<u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年 <u> </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u> </u> における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3～5（略）</p>	<p>（延滞金） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に <u> </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3～5（略）</p>

議案第135号参考資料

川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（延滞金） 第8条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（<u> </u> 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年 <u> </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては <u>その年 </u> における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3・4（略）</p>	<p>（延滞金） 第8条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年 <u>（以下「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3・4（略）</p>

議案第136号参考資料

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>川口市立前川図書館</td> <td style="text-decoration: underline;">川口市前川3丁目4番27号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	名 称	位 置	（略）		川口市立前川図書館	川口市前川3丁目4番27号	（略）		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>川口市立前川図書館</td> <td style="text-decoration: underline;">川口市前川1丁目3番18号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	名 称	位 置	（略）		川口市立前川図書館	川口市前川1丁目3番18号	（略）	
名 称	位 置																
（略）																	
川口市立前川図書館	川口市前川3丁目4番27号																
（略）																	
名 称	位 置																
（略）																	
川口市立前川図書館	川口市前川1丁目3番18号																
（略）																	

議案第137号参考資料

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案								現 行									
別表第1（第2条関係）								別表第1（第2条関係）									
区 域				名 称				区 域				名 称					
(略)								(略)									
都市計画法第20条第1項の規定により告示された川口本町4丁目9番地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域				川口本町4丁目9番地区地区整備計画区域													
別表第2（第3条—第9条関係）								別表第2（第3条—第9条関係）									
整備計画区域の名称	計画地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	整備計画区域の名称	計画地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（単位平方メートル）	壁面の位置の制限（単位メートル）	建築物の高さの最高限度（単位メートル）				垣又は柵の構造の制限	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（単位平方メートル）	壁面の位置の制限（単位メートル）	建築物の高さの最高限度（単位メートル）
(略)								(略)									
川口本町4丁目9番地区地区整備計画区	川口本町4丁目9番地区	(1) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 風営適正化法第2条第1項第1号から第5号まで及び同条第11項に掲げる営			<u>2.0</u> <u>0.0</u>	隣地境界線の後退距離	<u>2</u>	<u>100</u>									

域	<u>業に係るもの</u> <u>(5) 倉庫業を営む倉庫</u> <u>(6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</u> <u>(7) 法別表第2(と)項第3号及び第4号並びに(ぬ)項第3号に掲げるもの</u>								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

議案第138号参考資料

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（延滞金の徴収） 第20条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（<u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年 <u> </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u> </u> における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3 （略）</p>	<p>（延滞金の徴収） 第20条（略） 2 前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に <u> </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3 （略）</p>

議案第139号参考資料

川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____ _____以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワット_____を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(2) ～(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～(12) (略)

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 急速充電設備のうち充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 急速充電設備のうち複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した

(1) ～(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) ～(11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないようにし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)

(11)～(15) (略)

(13)・(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10)～(14) (略)